船橋市ホームレス問題に関する庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第１条　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成１４年法律第１０５号）の規定に基づき、船橋市内のホームレス支援対策の検討及び情報交換等を行うことにより、関係部課が共通の認識を持ち、連携して取り組むため、ホームレス問題に関する庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌）

第２条　連絡会議は、次の事項を所掌する。

⑴　ホームレス支援対策の検討に関すること。

⑵　ホームレス問題に関する情報交換に関すること。

⑶　その他、連絡会議が必要と認めたこと。

（組織）

第３条　連絡会議は別表に掲げる職にある者をもって構成する。

（議長及び副議長等）

第４条　連絡会議に議長及び副議長を置く。

２　議長は福祉サービス部長を、副議長は地域福祉課長をもって充てる。

３　議長は会務を総理し、これを代表する。

４　副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　委員は、連絡会議に出席ができないときは、代理者を出席させることができる。

（会議）

第５条　連絡会議は、議長が必要あると認めるときに招集する。

（事務局）

第６条　連絡会議の事務局は、地域福祉課に置く。

（関係者の出席）

第７条　連絡会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定め

る。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表

福祉サービス部長
福祉政策課長
地域福祉課長
高齢者福祉課長
地域包括ケア推進課長
生活支援課長
保健所地域保健課長
こども家庭支援課
児童相談所開設準備課長
市民の声を聞く課長
市民協働課長
財産管理課長
商工振興課長
公園緑地課長
道路管理課長
下水道河川管理課長
住宅政策課長